

2023年代議員選挙 選挙運動について

選挙運動が可能な期間：2023年11月28日(火)～12月21日(木)午後12時

1 選挙運動ができない者

○選挙運動が出来ない者

- (1) 選挙となる当該選挙区において選挙権のない者
- (2) 一般社団法人日本作業療法士協会選挙管理委員会の構成員
- (3) 一般社団法人日本作業療法士協会の代議員選挙運営委員

2 選挙運動として可能なこと

行為	立候補者	当該選挙区の正会員	当該選挙区以外の正会員	特記事項
葉書又はビラの配布	○	×	×	封書は禁止。
受取者が送信を希望した場合の電子メール。	○	×	×	送信者の電子メールアドレスを記載のこと。
ウェブサイト等での文書 図画の掲示…ホームページ、 ブログ、Facebook、 LINE、X等。	○	○	×	ユーザー間がやり取りする メッセージ機能も含む。 掲載者の電子メールアドレス を記載のこと。
演説会等の集会の主催	○	応援弁士として可	応援弁士として可	
電話（ファクシミリを含 まない）	○	○	×	

2 禁止されている行為

○選挙運動期間以外の選挙運動

○その他禁止事項

- (1) 飲食物を含む金品の提供を行うこと。
- (2) 正会員の自宅及び職場等への戸別訪問。
- (3) 文書図画における虚偽又は不正な内容の掲示。

参考 代議員選出規程（抜粋）

（選挙運動）

第26条 立候補した者の当選を目的として、選挙権のある正会員に働きかける選挙運動ができる。選挙運動ができる期間は、選挙告示の日より投票最終日の前日午後12時までとする。

2 次に挙げる者は、選挙運動ができない者とする。

- (1) 選挙となる当該選挙区において選挙権のない者
- (2) 本会の選挙管理委員会の構成員
- (3) 本会の代議員選挙運営委員

3 立候補した者は、選挙運動を目的とした次の行為は可能とする。

- (1) 通常の葉書による、又は封書を用いないビラによる文書図画の配布。
- (2) 電子メールによる文書図画の送信。ただし、送信先は選挙運動用として電子メール送信を自ら求めて通知した者に限るものとし、送信する電子メールには送信者の電子メールアドレスを記載すること。
- (3) ホームページ、ブログ、ソーシャルネットワークワーキングサービス（以下、ウェブサイト等とする）での文書図画の掲示。ウェブサイト等でユーザー間がやり取りするメッセージ機能も含む。その際、掲載した当人の電子メールアドレスを記載のこと。

- (4) 演説会等の集会。
- (5) 電話（ファクシミリを含まない）
- 4 選挙となる当該選挙区の正会員は、選挙運動を目的とした次の行為は可能とする。
 - (1) ウェブサイト等での文書図画の掲示。ウェブサイト等でユーザー間がやり取りするメッセージ機能も含む。その際、掲載した本人の電子メールアドレスを記載すること。
 - (2) 演説会等の集会における応援弁士。
 - (3) 電話（ファクシミリを含まない）
- 5 選挙となる当該選挙区以外の正会員は、選挙運動を目的とした次の行為は可能とする。
 - (1) 立候補者本人が配布する文書図画において、応援弁士としての文書図画の併記。
 - (2) 立候補者本人が開催する演説会等の集会における応援弁士。
- 6 全ての者において、次に挙げる行為を禁止とする。
 - (1) 飲食物を含む金品の提供を行うこと。
 - (2) 正会員の自宅及び職場等の戸別訪問を行うこと。
 - (3) 文書図画における虚偽又は不正な内容の掲示。
- 7 前項の規定に反する場合、または倫理的に問題がある場合には、選挙管理委員長の名のもとで注意、是正勧告、選挙権及び被選挙権の取り消し、当選の取り消しを行うことができる。
 - (1) 選挙権及び被選挙権の取り消しとするのは、立候補者がこの規程に反する行為を行ったと選挙管理委員会が認めた場合とする。取り消しの期間は1年間とする。
 - (2) 当選の取り消しとするのは、当選人がこの規程に反する行為を行ったと選挙管理委員会が認めた場合とする。当選の取り消しがあった場合には、当該当選人の人数に応じ得票数の多い順で繰り上げ当選とする。
 - (3) 規定に反する及び倫理的な問題に該当すると判断され、選挙管理委員会の調査対象となる者については、弁明の機会が保障されるものとする。
 - (4) 選挙管理委員長は、処罰の結果を公表するものとする。